官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○学校教育法第百十条第五項の規定に基づく認証評価機関からの変更の届出に関する件（文部科学五七、五八）　一
○学校教育法第百十条第二項の規定に基づく認証評価機関の認証に関する件（同五九）　四
○原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部を改正する規則（経済産業一〇九）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　五七
会社その他
会社決算公告　六一

法規的告示

○文部科学省告示第五十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百十条第二項の規定に基づき、認証評価機関の認証をしたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月九日

文部科学大臣　阿部　俊子